

## 離職者の居住安定確保に向けた市営住宅の活用についての実施要領

### 1 目的

平成20年9月のリーマンブラザース倒産をきっかけとした世界同時不況により、失業と同時に社宅等の明け渡しを求められ、住む場所を失うこととなる者に対し、生活環境の激変緩和と再就活動の支援のため、市営住宅本来の目的を阻害しない範囲において市営住宅を提供する。

### 2 対象者

- (1) 市内事業所で就業している、若しくは就業していた者、又は市内に居住している者
- (2) 平成20年10月1日以降に解雇通知を受けている者
- (3) 解雇等と同時に社宅等の明け渡しを30年3月末までに求められている者
- (4) 再就職活動を行っている者
- (5) 暴力団員でない者

### 3 対象団地等

団地名：市営三光団地5戸

・34棟19号 ・35棟2号 ・36棟8号 ・37棟11号 ・38棟3号

住戸タイプ：全て3DK

所在地：松山市太山寺町333番地1

### 4 受付期間等

平成20年12月24日から平成30年3月末日

ただし、対象住宅戸数に申込者が達した場合（辞退者を想定して、若干の補欠者を準備）その時点で終了する。

### 5 入居順位・入居時期

申し込み受付順に住宅の受け入れ準備完了しだい入居許可を行う。

### 6 申込書等

- (1) 市営住宅一時使用許可申請書
- (2) 現住所の地図
- (3) 雇用主からの解雇等通知書（様式自由）
- (4) 雇用主からの社宅等明け渡し通知書（様式自由）
- (5) 就職活動を行っていることを証明できる書類  
（離職票及び離職票がない場合には求職登録証明書等）

### 7 許可条件等

- (1) 使用可能期間：1年以内（ただし、年度途中の入居者については、平成29年度末をもって更新の申請が必要）
- (2) 使用料：収入分位「1」（収入なしで認定）相当分の額に、減免要領（非課税減免）で算定した額を差し引いた額を目的外使用料として徴収する。  
（月額6,500円程度）
- (3) 敷金、連帯保証人、請書：不要